

(別紙)

持続的酪農経営支援推進事業実施要綱
(平成23年4月1日付け22生畜第2425号農林水産事務次官依命通知) 一部改正新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後		改正前	
改正 平成23年8月31日 23生産第4223号 改正 平成25年5月16日 25生畜第158号 最終改正 平成26年3月26日 25生畜第2009号		改正 平成23年8月31日 23生産第4223号 最終改正 平成25年5月16日 25生畜第158号	
第1～第2 (略)		第1～第2 (略)	
第3 推進事業の内容 事業実施主体は、持続的酪農経営支援事業の円滑な実施に必要な次に掲げる事業を実施するものとする。なお、 <u>事業実施主体は、必要に応じ、事業の一部を他の農業協同組合等に委託することができるものとする。</u>		第3 推進事業の内容 事業実施主体は、持続的酪農経営支援事業の円滑な実施に必要な次に掲げる事業を実施するものとする。	
1～3 (略) (削る。)		1～3 (略)	
4 飼料作物作付実面積及び飼料作物作付延べ面積並びに環境負荷軽減の取組の現地確認等		4 持続的酪農経営支援事業の効果検証アンケートの実施	
5 その他の持続的酪農経営支援事業の推進に必要な業務		5 飼料作物作付実面積及び飼料作物作付延べ面積並びに環境負荷軽減の取組の現地確認等	
第4～第6 (略)		6 その他の持続的酪農経営支援事業の推進に必要な業務	
第7 推進事業補助金の交付 地方農政局長等は、予算の範囲内において、第3の事業の実施に必要な経費(次表に掲げるものに限る。)を事業実施主体に交付するものとする。		第4～第6 (略)	
第7 推進事業補助金の交付 地方農政局長等は、予算の範囲内において、第3の事業の実施に必要な経費(次表に掲げるものに限る。)を事業実施主体に交付するものとする。		第7 推進事業補助金の交付 地方農政局長等は、予算の範囲内において、第3の事業の実施に必要な経費(次表に掲げるものに限る。)を事業実施主体に交付するものとする。	
区分	内容	区分	内容
1 謝金	飼料作物作付実面積及び飼料作物作付延べ面積並びに環境負荷軽減の取組の現地確認等、事業参加申込書及び交付申請書等の配布等並びに都道府県協議会会員(地方公共団体及び農業協同組合等の役職員	1 謝金	飼料作物作付実面積及び飼料作物作付延べ面積並びに環境負荷軽減の取組の現地確認等、事業参加申込書、 <u>交付申請書及びアンケート用紙等の配布等並びに都道府県協議会会員(地方公共団体及び農業協</u>

	を除く。)、会員以外の専門家及び指導員として依頼した者(以下「外部専門家」という。)の会議等への参加に対する謝金及び報償費 等
2 旅費	持続的酪農経営支援事業の推進、指導及び現地確認等に要する都道府県協議会会員及び外部専門家への交通費及び宿泊費 等
3 事務等経費	印刷製本費、協議会公印作成費、通信運搬費、光熱水料、雑役務費(システムの整備・改良等)、消耗品費(自動車燃料費を含む。)、借料・損料(会場借料、パソコン等のリース料等)、備品費、賃金(正規職員の超勤及び臨時雇用に限る。)及び共済費(臨時雇用者の賃金に係る社会保険料及び児童手当拠出金) 等
4 委託費	事業実施主体が実施する事務の一部を農業協同組合等に委託する場合における当該委託に要する経費 等

第8～第10(略)

	同組合等の役職員を除く。)、会員以外の専門家及び指導員として依頼した者(以下「外部専門家」という。)の会議等への参加に対する謝金及び報償費 等
2 旅費	持続的酪農経営支援事業の推進及び指導等に要する都道府県協議会会員(事務局員を含む。)及び外部専門家への交通費及び宿泊費 等
3 事務等経費	印刷製本費、協議会公印作成費、通信運搬費、光熱水料、雑役務費(システムの整備・改良等)、消耗品費(自動車燃料費を含む。)、借料・損料(会場借料、パソコン等のリース料等)、備品費、賃金(正規職員の超勤及び臨時雇用に限る。)、会議費(弁当代は除く。)、備品費、賃金(正規職員の超勤及び臨時雇用に限る。)及び共済費(臨時雇用者の賃金に係る社会保険料及び児童手当拠出金) 等
4 委託費	事業実施主体が実施する事務の一部を農協等に委託する場合における当該委託に要する経費 等

第8～第10(略)

附則(平成26年3月26日 25生畜第2009号)
この要綱は、平成26年4月1日から施行する。